

福井基署発 0627 第 1 号
令和 5 年 6 月 27 日

建設事業者各位

福井労働基準監督署長



建設業労働災害防止協会
福井県支部 高志分会長



災害復旧工事における労働災害防止と建設業における長時間労働の
削減について

平素は、労働基準行政の推進と建設業における労働災害防止に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内では平成 16 年 7 月の福井豪雨、そして昨年 8 月の南越前町豪雨などが発生しており、今年度も梅雨から秋にかけては台風や豪雨などの風水害の発生が懸念されるところです。風水害により道路や河川等に重大な破損が生じると市民生活に大きな影響を及ぼしますので、災害復旧工事が行われることとなりますが、災害復旧工事では危険箇所や危険箇所に近接する場所での施工となりますので、労働災害の発生も懸念されるところであります。

つきましては、今後の風水害の危険が大きい時期における施工においては、別添資料 1 を活用して、災害復旧工事での死傷災害の大きな割合を占める「土砂崩壊災害」「建設機械・クレーン災害」「墜落・転落災害」に関し、労働災害防止の徹底をお願いいたします。

また、建設業においては、別添資料 2 のとおり労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から適用されることから、今年度中の長時間労働削減に関する取組が重要であります。災害の復旧・復興の事業に限り、上限規制の適用はありませんが、労働者の健康管理のためには、長時間労働削減が重要であることは、建設業においても変わりありません。昨年度、福井労働局で実施した自主点検では、「現場代理人」「監理技術者・主任技術者」などにおいて特に月 80 時間を超える時間外・休日労働が認められましたので、長時間労働の削減も労働災害防止と併せて実施願います。

なお、別添 3 の業務改善助成金及び別添 4 の働き方改革推進支援助成金なども御活用いただき、建設業における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。